

「リーシング ブレーン」サービス利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

- 株式会社リゾーム（以下「当社」といいます。）は、当社サービス「リーシング ブレーン」（以下「本サービス」といいます。）に関し、本サービスの利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、これを提供します。
- 本サービスの利用において当社が別途提示する規定、ガイドライン、特約等（以下、「諸規定」といいます）は、本規約の一部を構成します。なお、諸規定が本規約と異なる場合には、諸規定が優先するものとします。
- 当社は、当社が適当と判断する合理的な方法により告知をした上で、契約者の承諾なしに、本規約及び諸規定を変更することができるものとします。

第2条（用語の定義）

- 本規約における用語を以下の通り定義します。
 - 「契約者」とは、当社が定める手続きに従い、本サービスを利用する資格を持つ法人、団体又は個人事業主をいいます。
 - 「コンテンツ等」とは、当社が本サービスにおいて提供する文書、画像、情報、データ、その他のコンテンツをいいます。
 - 「管理者」とは、契約者に所属する個人であって、契約者による本サービスの利用を管理するとともに、利用申し込みもしくは利用条件の変更等において、当社との手続き上の窓口となる者をいいます。
 - 「サービス利用者」とは、契約者に所属する個人のうち、管理者より指定され本サービスを利用する特定の個人をいいます。
 - 「アカウント情報」とは、契約者に所属する管理者及びサービス利用者に個人単位で発行される固有のログインIDならびにそれらに付随するパスワードの総称をいいます。
 - 「契約者情報」とは、本サービスの利用に関して契約者が当社に対して提供する会社名、住所、申込者の氏名、メールアドレス等、当社所定の方法にて届出もしくは登録した情報をいいます。
 - 「出店者情報」とは、本サービスにおいて提供される情報であって、特定又は不特定の商業施設に出店を希望する契約者の情報をいいます。
 - 「出店者情報提供者」とは、本サービスにおいて出店者情報を登録する契約者をいいます。
 - 「出店者コンテンツ」とは、出店者情報提供者が、本サービスにおいて当社に対して提供する文書、画像、情報、データ、その他のコンテンツをいいます。
 - 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコン

ピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。

(11)「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。

第3条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を隨時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、14日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第5条（権利義務譲渡の禁止）

1. 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第6条（反社会的勢力でないことの確認）

1. 契約者及び当社は、自らが反社会的勢力ではないこと、その主要な出資者及び役職員が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約します。なお、反社会的勢力とは、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。
2. 当社は、前項の規定を、当社の再委託先にも順守させる義務を負います。
3. 契約者及び当社は、前2項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならないものとします。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとします。
4. 契約者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 本条第1項に違反した場合。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
5. 本条により利用契約を解除した当事者は、相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認します。

6. 本条により利用契約を解除した当事者は、これにより自らが蒙った損害の賠償請求を相手方に行うことができます。

第7条（準拠法）

1. 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第8条（和解による紛争解決）

1. 利用契約等に関し、両者の間に紛争が生じた場合、第9条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のために連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならないものとします。
2. 前項所定の連絡協議会における協議で契約者と当社間の紛争を解決することができない場合、第9条（合意管轄）に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、当該訴訟手続に先立って、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方は当該通知を受領してから14日以内に当該通知への返答を行い、当該通知を受領してから3ヶ月以内に、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとします。なお、協議を行う会場は、両者で調整し、決定するものとします。
3. 前項所定の両者の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3項に定める認証紛争解決手続であって大阪において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとします。
4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合は、第9条所定の紛争解決手続をとることができるものとします。

第9条（合意管轄）

1. 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、第一審の専属的合意管轄裁判所を協議の上、決定するものとします。

第10条（協議）

1. 利用契約等に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い両者協議し、円満に解決を図るものとします。

第2章 契約の締結等

第11条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービ

スの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 利用契約の変更は、変更内容を契約者、当社間で別途協議を行い、結果を当社所定の利用申込書を用いて契約者が当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき。
 - (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき。
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき。
 - (4) 契約者等の主要な出資者及び役職員が反社会的勢力である場合。
 - (5) 契約者等が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (6) その他当社が不適当と判断したとき。

第12条（変更通知）

1. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先、契約者設備の変更、その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。
2. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったとき、契約者もしくは新たに契約者となる者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出でいただきます。この場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出でいただきます。これを変更したときも同様とします。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
3. 当社は、契約者が前各項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第13条（利用期間）

1. 本サービスの利用は第11条第1項又は第2項の通知の発信が行われた時点で開始されるものとし、利用期間は第11条所定の利用申込書に記載し、定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了1ヶ月前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 当社は、本サービスの利用期間満了の2ヶ月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容

を変更することができるものとします。

第14条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月とします。
2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第17条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

第15条（利用中止・一時中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合。
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合。
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合。
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、第3条（通知）に従い契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中止できるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、契約者から請求があったときは、本サービス利用の一時中断（利用契約等に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとし、
また、第37条に定める損害賠償請求の対象外とします。

第16条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、3ヶ月以内で当社が定める期間（利用契約等で定める本サービスの利用料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することができます。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第34条（契約者の遵守事項等）第1項各号の規定に違反したとき。

第17条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、解約希望日の1ヶ月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、

解約希望通知が当社に到達した日より1ヶ月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第18条（当社からの利用契約の解約）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合。
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合。
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合。
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合。
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - (7) 第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (8) その他利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合。
 - (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
 - (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合。
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 廃止日の2ヶ月前までに契約者に通知した場合。
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合。
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、本規約で特段の定めのある場合を除き、本サービスが存続する期間の利用料金等については第27条に定める方法で支払うものとし、また、既に当社に支払った利用料金等については当社に対して払い戻しなどの請求は一切行うことはできないものとします。

第20条（契約終了後の処理）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機

- 器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で返還若しくは消去するものとします。

第3章 サービス

第21条（本サービスの利用）

1. 契約者は、当社が別途定める仕様及び動作環境等に従って本サービスを利用するものとします。
2. 契約者は、契約者の責任により、管理者をして本規約及び諸規定をサービス利用者に周知するとともに、サービス利用者に対して本規約及び諸規定に定める契約者の義務を遵守させるものとし、かつ、当社に対して、サービス利用者による当該義務の違反に関して一切の責任を負うものとします。万一、サービス利用者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、管理者及びサービス利用者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置をとるものとします。
3. 契約者は本サービスの利用にあたり、適用される法律、法令等を遵守するものとします。
4. 契約者による本サービスの利用に関連して、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、又はかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。

第22条（サービスの変更）

1. 当社は、営業上その他の理由により、本サービスの全部又は一部につき、内容を変更する THERE が、その場合は、当社が合理的と判断する期間を定めて、事前に、本サービスのウェブサイト上の画面その他当社が別途定める方法により、契約者に通知するものとします。
2. 当社は、本サービスに関する営業の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、契約者に事前に、電子メール、本サービスのウェブサイト上の画面、その他当社が別途定める方法で通知することによって、本規約に基づく全ての当社の権利及び義務を承継、売却、合併、その他の方法で、譲渡することができるものとします。また、契約者は、この場合において、当社がかかる権利及び義務を譲り受ける者に契約者情報の開示をすることを了承するものとします。

第23条（著作権等）

1. 本サービスにおいて提供される全てのサービス、ソフトウェア、データ、コンテンツ等は全て当社又は当社に許諾をした第三者の著作物であり、これらの著作権その他の知的財産権は全て当社又は当該第三者に帰属します。契約者による本サービスの利用は、これらに関するいかなる権利も、契約者に譲渡されることを意味するものではありません。ただし、出店者情報提供者が本サービスにおいて提供した出店者コンテンツに関する著作権その他の知的財産権は、出店者情報提供者に留保されます。

第24条（再委託）

1. 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第40条（秘密情報の取り扱い）及び第41条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金等

第25条（本サービスの利用料金等）

1. 本サービスの実際の利用料金は契約者より当社所定の利用申込書にて申し込みのあった通りとします。

第26条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、第25条（本サービスの利用料金等）に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第16条（利用停止）の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第15条（利用中止・一時中断）に定める本サービスの提供の中止、中断その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する当該料金制の利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。
3. 利用期間において、第16条（利用停止）により本サービスを利用することができない状態が生じたとき、契約者は利用停止期間中においても最低利用料金（基本機能月額利用料）及びこれにかかる消費税等の支払を要します。本項の支払は、サービスを全く利用できない状態が24時間以上となる場合でも同様とします。

第27条（利用料金の支払い方法）

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法にて支払うものとします。
 - (1) 銀行振込によるお支払い。
 - (2) 預金口座振替によるお支払い。
2. 前項における支払方法については、次の各号に従うものとします。
 - (1) 銀行振込によるお支払いは、当社からの請求書に従い、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社指定の金融機関に支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
 - (2) 預金口座振替によるお支払いは、当社が指定する回収代行業者を通じて、契約者が指定した預金口座から自動引落の方法で支払うものとします。ただし、預金口座振替開始手続きが完了するまでの間は、前号に定める支払方法にて利用料金を支払うものとします。
 - (3) 前号における振替日は毎月6日とします。ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とします。
 - (4) 依頼書の不備による口座振替開始の遅延又は口座振替不能等、何らかの事情により口座振替ができない場合は、(1)に定める銀行振込にて利用料金を支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
3. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第28条（割増金）

1. 契約者は、利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第29条（遅延利息）

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

第30条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が取得又は利用する一切の情報の内容における最新性・適時性・正確性・完全性については、契約者の責任で取得又は利用されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第31条（アカウント情報の管理等）

1. 契約者は、自己の責任において、当社から発行されたユーザーID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザーIDの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザーIDによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
2. 第三者が契約者等のユーザーIDを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザーIDが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、以下の各号に該当する場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
 - (1) アカウント情報を忘れた場合。
 - (2) アカウント情報につき第三者による不正使用等のおそれがある場合。

第32条（コンテンツ等の利用）

1. 契約者は、本サービスを通じて提供されるコンテンツ等を、本サービスを利用する目的においてのみ利用することができ、他の目的には利用することはできません。
2. 契約者は、契約者自身によるコンテンツ等の利用に関連して、当社、他の契約者又は第三者に対して損害を与えた場合、あるいは他の契約者及び第三者との間で紛争が生じた場合、契約者の費用と責任においてかかる損害を賠償し、又は当該紛争を解決するものとし、当社及

び他の契約者に何等の迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。

第33条（出店者情報提供者の責務等）

1. 出店者情報提供者は、当社が別途定める手続きに従い出店者情報及び出店者コンテンツを本サービスにおいて提供するものとします。
2. 出店者情報提供者は、出店者情報及び出店者コンテンツの提供に関し、当社に対して以下の各号の内容を保証するものとします。出店者情報提供者がかかる保証に違反したことにより出店者情報提供者に不利益が発生した場合でも、当社はいかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 出店者情報及び出店者コンテンツが正確かつ最新の情報であること。
 - (2) 出店者情報提供者が出店者情報及び出店者コンテンツを提供するために必要な正当な権利を有していること。
 - (3) 出店者情報及び出店者コンテンツは適法であり、公序良俗に反するものではないこと。
 - (4) 表示に資格を有する特定の出店者情報及び出店者コンテンツに関しては、出店者情報提供者が正当な資格を有していること。
 - (5) 出店者情報及び出店者コンテンツにおいて虚偽又は誤りがないこと。
3. 出店者情報提供者は、出店者情報及び出店者コンテンツを自らの責任において本サービスに提供するものとします。出店者情報提供者自身による出店者情報及び出店者コンテンツの提供に関連して、当社、他の契約者又は第三者に対して損害を与えた場合、あるいは他の契約者又は第三者との間で紛争が生じた場合、出店者情報提供者の費用と責任においてかかる損害を賠償し、又は当該紛争を解決するものとし、当社、他の契約者又は第三者に何等の迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。
4. 出店者情報提供者が以下のいずれかに該当する場合には、当社は、出店者情報提供者の承諾を得ることなく、出店者情報提供者より提供された本サービス上の出店者情報及び出店者コンテンツを削除することができるものとします。また、当社による出店者情報及び出店者コンテンツによって出店者情報提供者に損害が発生した場合であっても、当社はいかなる責任も負いません。
 - (1) 本条に違反していた場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - (2) 第17条に基づき契約者が本サービスの利用契約の全部若しくは一部を解約した場合。
 - (3) 第18条に基づき当社から利用契約を解約した場合。
5. 出店者情報提供者は、当社が、第39条第3項の規定にかかわらず、本サービスの運用が適切に行われているか確認し、本サービスの効果測定を行う目的で、出店者情報提供者が出店交渉を行い、または行おうとする相手方たる当社から出店者情報提供者宛の問い合わせ履歴を確認することを了承するものとし、上記相手方たる契約者も同様とします。なお、問合せ履歴に含まれる項目には出店者情報提供者のショップ・ブランド名、出店者情報提供者が出店交渉を行い、又は行おうとする相手方たる契約者の会社名、部署名、役職、担当者名、電話番号、メールアドレスとし、問合せ内容は含まないものとします。

第34条（契約者の遵守事項等）

1. 契約者は、契約者自ら又は第三者をして本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 本契約上の地位を第三者に譲渡すること。
 - (2) 他の契約者のアカウント情報を不正に使用する行為。
 - (3) アカウント情報を複数人で共有すること。
 - (4) 本サービスを解析する行為。
 - (5) アカウント情報をサービス利用者以外の第三者に開示又は漏洩する行為。
 - (6) 本サービス及びコンテンツ等を第三者に利用させる行為。
 - (7) コンテンツ等を第三者に頒布する行為。
 - (8) 本規約に違反して不適切な出店者情報及び出店者コンテンツを提供する行為。
 - (9) 出店者情報及び出店者コンテンツを、本サービスを利用する以外の目的で利用する行為。
 - (10) 当社、第三者又は本サービスに損害を与える行為。
 - (11) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (12) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (13) 公序良俗に反する行為。
 - (14) 本サービスの運営を妨げるような行為。
 - (15) 法令に違反する行為。
 - (16) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (17) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
2. 当社は、契約者が前項各号に定める行為を行うおそれがあると判断した場合、適当な措置を講じができるものとします。

第6章 当社の義務等

第35条（善管注意義務）

1. 当社は、本サービスの提供期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第36条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備の提供事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 損害賠償等

第37条 (損害賠償の制限)

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第36条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

（1）対象となるサービスにおいて、契約者が本サービスの利用料金として支払った金額の月額利用料金相当額（1か月分）を上限とします。

2. 本サービスの廃止により、当社が契約者に対して負う損害賠償は無いものとします。

第38条 (免責)

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- （1）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力。
- （2）契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害。
- （3）本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害。
- （4）当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入。
- （5）善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受。
- （6）本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（O S、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害。
- （7）本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損

害。

- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
 - (9) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分。
 - (10) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故。
 - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合。
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第39条（責任制限）

- 1. 当社は、本ソフトウェア製品に契約不適合（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）がないことを保証するものではありませんが、それらが存在することが明らかになった場合は、その修正を試みるものとします。
- 2. 当社は、本サービス、本サービスを通じて提供されるコンテンツその他本サービスにより契約者が取得し得る一切の情報が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、不具合が生じないこと、本サービスの利用に関する問題を解決すること、本サービスを通じて提供されるコンテンツが適法に利用可能であること、当社以外が提供するサービス等の利用規約等を遵守していること及び第三者の権利を侵害しないこと等について、何ら保証するものではありません。
- 3. 当社は、契約者による他の契約者又は第三者との出店交渉・協議等には関与しないものとし、契約者が本サービスを利用したことにより契約者と他の契約者又は第三者との間に発生した紛争に関しても一切関与せず、またかかる紛争の解決に関して一切の責任を負わないものとします。

第8章 秘密情報等の取り扱い

第40条（秘密情報の取り扱い）

- 1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報。

- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報。
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報。
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報。
2. 秘密情報の開示は、原則として書面・図面・記憶媒体・現品等の有形物の形式により行うものとします。それ以外の形式により秘密情報を開示する場合は、別途書面により当該情報の内容を特定しなくてはならない。
 3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 6. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第24条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
 7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第3項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを返還又は完全に消去するものとします。
 8. 本条の規定は、本サービス終了後、10年間有効に存続するものとします。

第41条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用するものとし、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 特に、本サービス利用の申し込みに際し提供された契約者に係る個人情報は次に定める目的の遂行に必要な範囲においてのみ利用することとします。

- (1) 契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等のデータホスティング契約者に対する取扱い業務。
 - (2) 料金請求に係る業務。
 - (3) 市場調査及びその分析。
 - (4) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等。
 - (5) その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務。
3. 当社は、本サービス遂行目的の達成のために、個人情報を業務委託先に開示又は提供することがあります。この場合は、個人情報の取り扱いに関する契約の締結等により、当該業務委託先において個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう必要かつ適切な監督を行うものとします。
4. 前各項の場合において、当社の個人情報保護管理者は、当該契約者に係る情報について責任を有するものとします。なお、当社の個人情報保護管理者の連絡先は、以下の通りとさせていただきます。
- ・事業者名：株式会社リゾーム
 - ・個人情報保護管理者：総務担当執行役員
 - ・連絡先：TEL：086-292-6136 e-mail：privacy@rhizome-e.com
5. 契約者は、第1項乃至第3項に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。
6. 個人情報への不正アクセス、個人情報の滅失、毀損、改ざん及び漏洩等のリスクに対して適切な予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性、正確性の確保を図ります。また、点検において改善が必要と判断されたときには、速やかにこれを是正いたします。
7. 当社が保有する個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・追加又は削除・利用の停止・消去及び第三者への提供の停止（以下「開示等」といいます。）のお求めに際しては、ご本人又はその代理の方であることを確認した上で実施しています。
- 詳細は、以下をご覧ください。
- <http://www.rhizome-e.com/privacy/publications.html>
- 開示等のお求め、苦情、問い合わせにおける窓口について（JIS3.4.4.2,JIS3.4.4.3）
個人情報の開示・訂正・削除・利用停止のお求めについて
開示等のお求めは、今までお申込ください。所定の申請書を郵送させて頂きます。
- 郵便番号：〒701-0165
住所：岡山県岡山市北区大内田675テレポート岡山5F
連絡先：個人情報保護相談窓口 電話番号：086-292-6136
FAX番号：086-292-3036
e-mail：privacy@rhizome-e.com
8. 個人情報の取り扱いに関する開示等及び苦情相談窓口は、以下の通りとさせていただきます。

	事業者	担当窓口	連絡先
電話	株式会社リゾーム	個人情報保護相談窓口	086-292-6136
郵送			〒701-0165 岡山県岡山市北区大内田675 テレポート岡山5F
電子メール			privacy@rhizome-e.com
ご来社	直接ご来社頂いてのお申し出はお受け致しかねますので、その旨ご了承賜りますようお願い申し上げます。		

9. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします